

# 本庁舎等被災建築物応急危険度判定実施要綱

平成21年3月26日  
知事決裁

(趣旨)

第1条 地震発生時における県の災害応急対策の実施にあたり、県庁舎の継続利用や執務室への入室の可否の判断を速やかに行うため、県庁舎の被災建築物応急危険度判定（以下「危険度判定」という。）の実施要綱を定める。

(対象となる県庁舎)

第2条 対象となる県庁舎（以下「本庁舎等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本庁舎（さいたま市浦和区高砂三丁目に所在する庁舎をいう。以下同じ。）
- (2) 地方庁舎（東松山地方庁舎及び本庄地方庁舎を除く。）
- (3) 浦和合同庁舎

(職員の指定)

第3条 知事は、毎年度、被災建築物応急危険度判定士の資格を有する職員で、本庁舎等の近隣に居住する職員のうちから、危険度判定を実施する職員（以下「指定職員」という。）をあらかじめ指定するものとする。

(実施体制)

第4条 危険度判定の実施体制は、次のとおりとする。

本庁舎	10人
地方庁舎（9庁舎）	18人（1庁舎当たり2人）
浦和合同庁舎	2人

(危険度判定の実施)

第5条 指定職員は、次の場合において、あらかじめ指定された本庁舎等に速やかに参集し、危険度判定を実施するものとする。

- (1) 勤務時間外において、県内に震度6弱以上の地震が発生した場合（動員指令の有無に関わらない）
- 2 本庁舎に係る危険度判定の実施優先順位は次のとおりとする。
  - (1) 本庁舎
  - (2) 本庁舎と第二庁舎の渡り廊下
  - (3) 議事堂
  - (4) その他の庁舎

(判定報告)

第6条 指定職員は、危険度判定の判定結果について、直ちに各庁舎管理責任者に報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月8日から施行する。